

- **参考資料**

- **第二期成年後見制度利用促進基本計画（概要版）**
- **「持続可能な権利擁護支援モデル事業」予算説明資料**
- **「持続可能な権利擁護支援モデル事業」国庫補助協議関連資料**

第二期成年後見制度利用促進基本計画 の策定について



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

【参考】成年後見制度利用促進専門家会議のスケジュール等について

令和3年

3月29日 ● 第7回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・成年後見制度利用促進の現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

4月～ ● ワーキング・グループで検討開始

- 地域連携ネットワークWG(7回)
- 成年後見制度の運用改善等WG(1回)

6月28日 ● 第8回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

7月30日 ● 第9回 専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

8月4日 ● 次期成年後見制度利用促進基本計画
中間とりまとめ 公表

8月24日 ● 第10回 専門家会議

- ・委員及び当事者団体等からの意見
「現場から見た中・長期的課題について」

9月～ ● ワーキング・グループで検討継続

- 福祉・行政と司法の連携強化WG(2回)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG(3回)

10月25日 ● 第11回 専門家会議

- ・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

12月15日 ● 第12回 専門家会議

- ・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等

12月22日 ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画
に盛り込むべき事項について」を公表

令和4年

1月21日 ● パブリックコメントの実施(～2月18日)

3月

- 成年後見制度利用促進会議で
「第二期基本計画」(案)の承認
- 「第二期基本計画」閣議決定

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2. 10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2. 10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

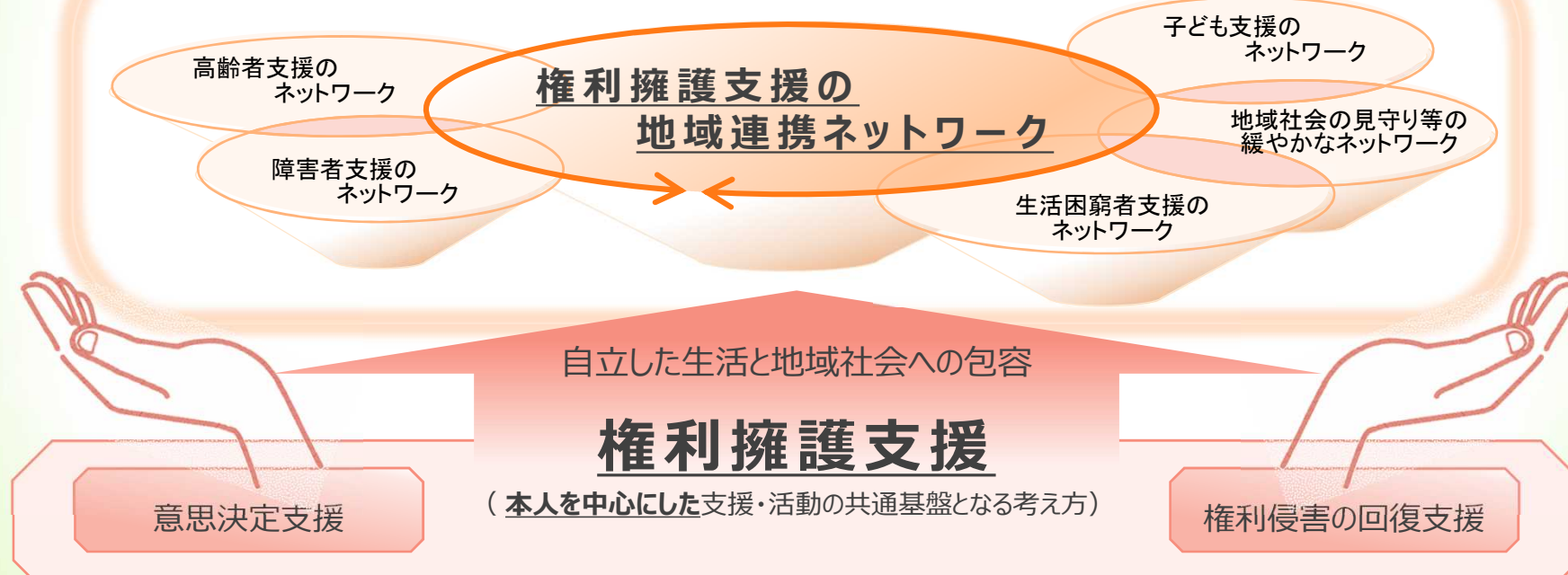
～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・ 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・ 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・ 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- ・ 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすいさの調和等

- ・ 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- ・ 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の思いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

② 地域連携ネットワークづくりの進め方

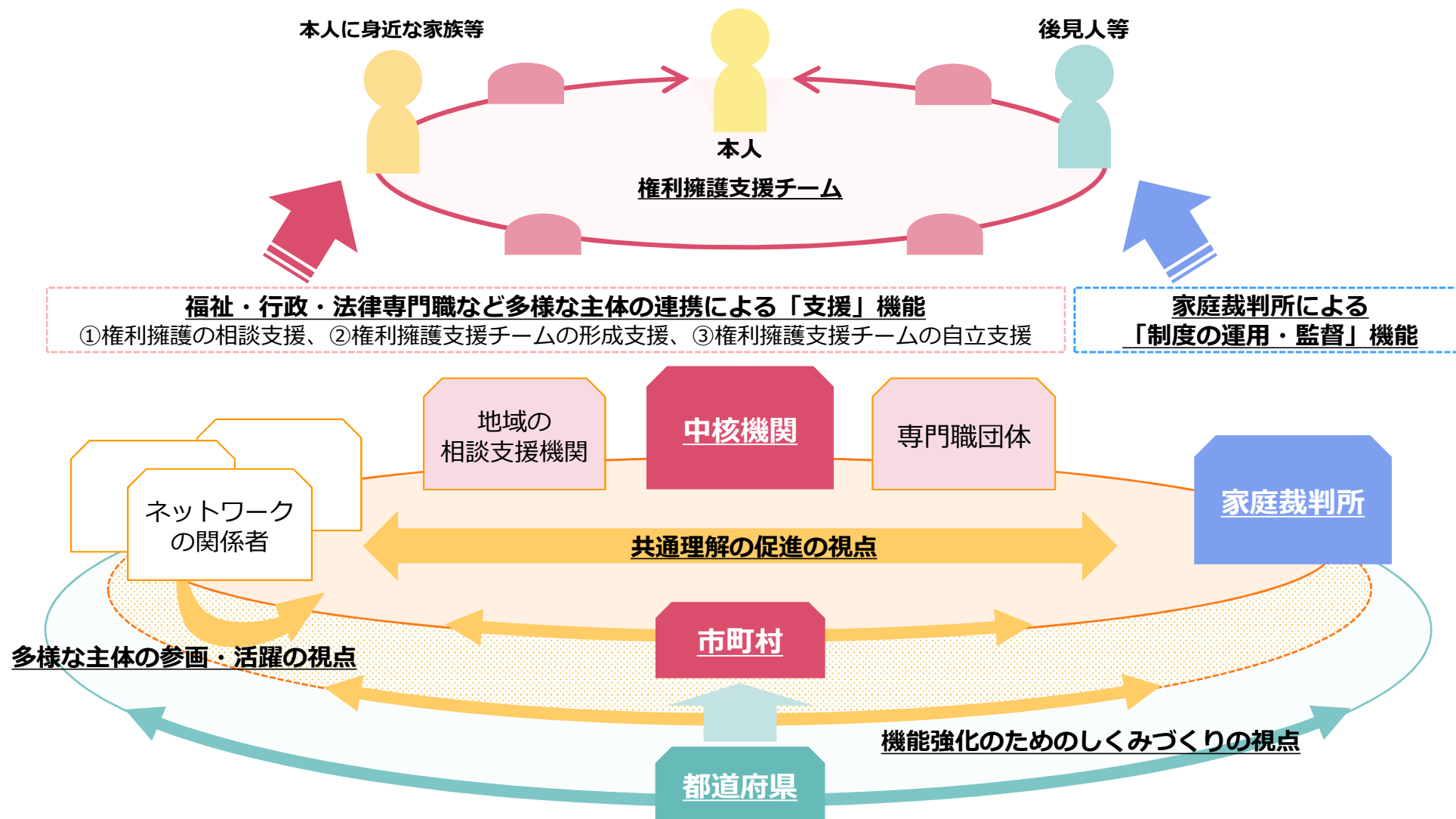
これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづけていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	- 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） - 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	- 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化	- 各相談支援機関等の連携のしくみづくり - 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり - 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	- 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 - 専門職団体による専門職後見人の育成	- 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり - 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	- 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 - 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	- 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 - 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

4 優先して取り組む事項

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

工程表・K P I

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第二期計画の工程表とKPI①

優先して取り組む事項
※3

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
				都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※ ¹ (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※ ²	令和7年度	令和8年度
討 等 向 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による研修の継続実施				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討				
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—					
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				
		—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度予算額(令和3年度予算額)
37,500千円(一千円)

【要旨】

- 第二期基本計画期間(令和4～8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業内容

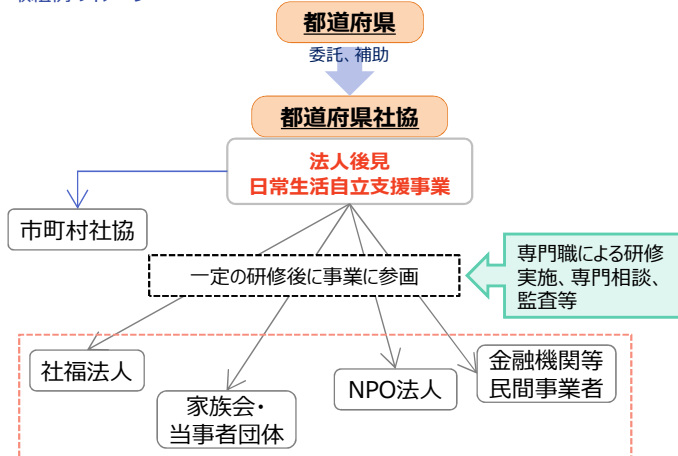
○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

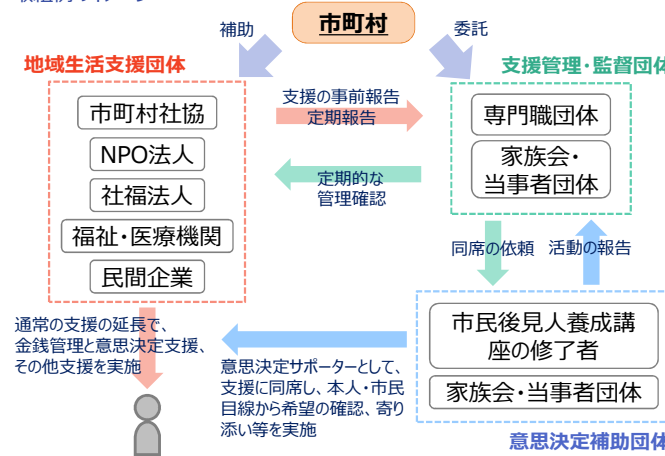
①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



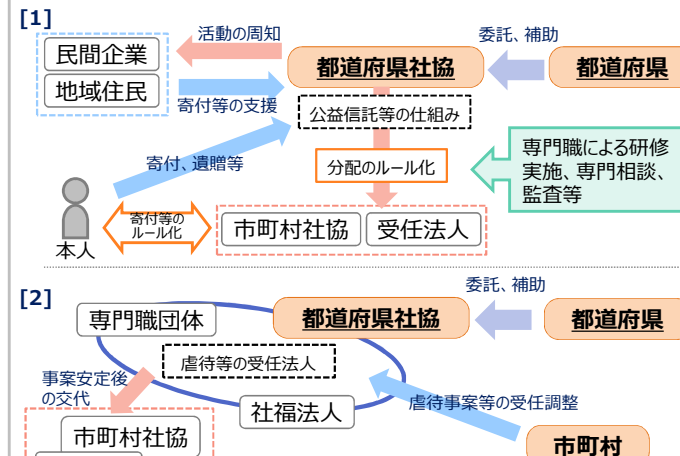
②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



③寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



(別添 34)

持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領

1 目的

本事業は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

総合的な権利擁護支援策の充実に向け、新たな連携・協力体制の構築により、権利擁護支援が必要な方への生活支援・意思決定支援の検討を行うため、以下の3つのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、本人とサービス提供事業者との利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法にとらわれない持続可能な権利擁護支援のしくみづくりを行う。

- (1) 地域連携ネットワークにおいて、社会福祉法人やNPO法人、当事者等の団体、金融機関等の民間事業者が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する取組
- (2) 本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人等への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組
- (3) 寄付等の活用により地域住民や企業等が権利擁護支援に参画する取組や、虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見の実施を行う取組

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、令和3年度に厚生労働省が実施した「成年後見制度利用促進現状調査等事業」の報告書を適宜参照すること。
- (2) 本事業でしくみづくりを行うに当たっては、当事者や当事者団体の意見を反映できるように留意すること。
- (3) 本事業の実施において、個別事案の支援を行う場合は、モデル事業で支援する本人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に個人情報を入手する場合に

は、支援のために関係機関に個人情報の共有があり得る旨を説明した上で、本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報が特定されない範囲内で、モデル事業の成果等として支援の内容を公表することがあり得ることも同意を得ておくこと。

- (4) 本事業の実施状況について、必要に応じて、取組概要等を示す軽微な資料作成などの報告を求めることがあるため、適宜対応すること。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 4 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

令和 4 年度における成年後見制度利用促進関係の国庫補助協議について（情報提供）

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

標記について、別紙のとおり情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）の考え方を踏まえ、当補助事業を積極的に御活用いただき、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いします。

なお、具体的な協議については、令和 4 年 2 月 28 日付事務連絡「令和 4 年度 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）協議について（依頼）」に従って御対応ください。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 安藤

電話 : 03-5253-1111（内線 2228）

E-mail : seinenkouken@mhlw.go.jp

(別紙)

※ 令和4年2月28日付事務連絡「令和4年度 生活困窮者自立相談支援事業費等 負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）協議について（依頼）」の抜粋

410 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(1) 都道府県による市町村支援機能強化事業

① 実施主体

都道府県（都道府県社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額以下のア及びイの各々の取組内容に応じて算定した額の合計額を国庫補助基準額とする（ただし、1自治体当たり10,000千円を上限とする。）

なお、イのaまたはbの国庫補助基準額の算定に当たっては、アのa及びbの取組を両方とも実施することを必須とする。

ア 必須取組に基づく基準額

取組内容	国庫補助基準額
a 司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施	1自治体当たり1,000千円
b 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施	1自治体当たり1,000千円

イ 加算取組に基づく加算額

取組内容	国庫補助基準額
a 体制整備アドバイザーの配置・派遣	1自治体当たり4,000千円
b 相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣	1自治体当たり4,000千円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1/2

⑤ 留意点

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア ②のア（a及びbの共通事項）について

都道府県の個別協議により、本事業の実施に依らずに都道府県の独自事業等において、②のアの取組内容を実施していると認められる場合には、加算額の算定に当たり、②のアを実施しているものとみなすことができる。

ただし、司法等の専門職団体や家庭裁判所が任意で主催する会議や連絡会等に出席することのみをもっては、必須取組（司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施）を行っているとは認められない。

イ ②のアの a（司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施）について

司法等の専門職団体・家庭裁判所・都道府県社会福祉協議会・認知症高齢者や障害者などの当事者団体等との都道府県単位や圏域単位での協議会の設置及び運営により、都道府県が、協議会関係者との定例的な情報共有を行ったり、自らが行った支援の振り返りや関係者との意見交換、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握などを行うために必要となる各種経費について補助対象とする。

ウ ②のアの b（市町村・中核機関等の職員向け研修の実施）について

都道府県が市町村・中核機関等の職員等に対する成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立て業務等の実務能力を向上させるための研修に必要となる各種経費について補助対象とする。また、国で実施する都道府県支援体制強化研修や市町村・中核機関等の職員（中核機関の委託予定先の職員を含む）向け研修（成年後見制度利用促進体制整備研修）に参加するための経費や、都道府県において国の成年後見制度利用促進体制整備研修の内容を踏まえた研修を実施するための経費についても、本事業の補助対象とする。

エ ②のイの a（体制整備アドバイザーの配置・派遣）について

中核機関の立ち上げや圏域単位でのしくみづくりなど、管内市町村の体制整備に関する相談対応や助言等を行うアドバイザーの確保や派遣に必要となる各種経費について補助対象とする。

なお、国においては、令和 4 年度より各都道府県で体制整備の助言等を行うことのできるアドバイザーの養成研修の実施を予定している。養成研修を修了したアドバイザーを積極的に活用していただくとともに、地域の実情に応じて、未受講の方をアドバイザーとする場合は、積極的に養成研修を受講するよう勧奨していただきたい。

オ ②のイの b（相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣）について

市町村等からの支援困難事案や後見人等に関する苦情等の相談を受ける窓口の設置を行うとともに、受け付けた相談に対して権利擁護支援に関する総合的な助言を行う専門的支援アドバイザーの確保や派遣に必要となる各種経費について補助対象とする。

なお、国においては、令和 4 年度より各都道府県で専門的支援の助言等を行うことのできるアドバイザーの養成研修の実施を予定している。養成研修を修了したアドバイザーを積極的に活用していただくとともに、地域の実情に応じて、未受講の方をアドバイザーとする場合は、積極的に養成研修を受講するよう勧奨していただきたい。

カ 人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

(2) 中核機関立ち上げ支援事業

① 実施主体

市区町村（市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額

1 自治体当たり 60 万円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30 万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1 / 2

⑤ 留意点

中核機関の役割を担う機関や体制の整備に向けた検討会などの取組を行う市区町村を対象とする。国庫補助協議に当たっては、段階的な整備も含めて中核機関の整備予定時期を明記した上で、協議を行うこと。（整備予定時期については、令和6年度末までに整備予定であるものを原則補助対象とする。）なお、市町村計画の策定に係る経費は別途交付税措置されていることから補助対象外とする。

また、国で実施する市町村・中核機関等の職員（中核機関の委託予定先の職員を含む）向け研修（成年後見制度利用促進体制整備研修）に参加するための経費についても、中核機関の立ち上げに係る経費として補助対象とする。

なお、本研修に参加するための経費については、中核機関の役割を担う機関や体制の整備を行う市区町村に加え、既に中核機関を整備した市区町村についても、例外的に本事業の補助対象とする。

また、人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

(3) 中核機関コーディネート機能強化事業

① 実施主体

市区町村（市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額

以下のアまたはイ若しくはウの取組内容に応じて算定した額の合計額を国庫補助基準額とする（ただし、1 自治体当たり 3,000 千円を上限とする）。

取組内容	国庫補助基準額
ア 情報収集や相談対応に関する調整機能を強化するためのアウトリーチの実施や有資格者職員の配置等の取組（調整体制の強化）	1 自治体当たり 1,000 千円
イ 法的課題の解決後に、専門職後見人から市民後見人への交代などを想定した受任者調整等を支援する取組（受任者調整の強化）	1 自治体当たり 1,000 千円
ウ 広域連携における中心自治体としての対応や近隣中核機関での連携を強化する取組（広域連携の強化）	1 自治体当たり 1,000 千円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1／2

⑤ 留意点

本事業は、中核機関のコーディネート機能強化に関する取組の実施に対して国庫補助基準額を算定し補助を行うものである。各取組については、以下に留意されたい。

ア 情報収集や相談対応に関する調整機能を強化するためのアウトリーチの実施や有資格者の確保等の取組について

潜在化している権利擁護支援ニーズ等についてケース会議に出席するなどして情報収集することや、本人や家族のみならず後見人等を含む権利擁護支援チームの関係者などからの相談対応をすることに伴う調整機能を強化するため、中核機関によるアウトリーチの実施や権利擁護支援の知識や経験がある有資格者を中核機関で確保する取組などに必要となる各種経費について補助対象とする。

イ 法的課題の解決後に、専門職後見人から市民後見人への交代などを想定した受任者調整等を支援する取組について

被後見人等の課題解決後の後見人等の交代の方向性や必要となる同意・代理行為などを確認した上で、後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）についての調整などを行う支援や、そのしくみづくりに必要となる各種経費について補助対象とする。

ウ 広域連携における中心自治体としての対応や近隣中核機関での連携を強化する取組について

単独市区町村で対応が困難な事案を広域のしくみによって、より専門的な助言を得られやすいようにする取組や、市民後見人養成研修のうちの一部の講義（例

えば、市町村独自の介護・福祉サービスや当該圏域の社会資源を知る科目）や演習などを協働して行うための中核機関間での調整の取組、権利擁護支援チームの形成支援や自立支援を近隣中核機関で連携して行う取組などに必要となる各種経費について補助対象とする。

なお、広域連携の取組については、必要に応じて、都道府県と情報交換や連携などして実施すること。

- エ 人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

411 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

(1) 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業

① 実施主体

都道府県、市区町村（都道府県・市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額

以下のアまたはイの取組内容に応じて算定した額の合計額を国庫補助基準額とする。

取組内容	国庫補助基準額
ア 意思決定支援研修の実施	1 自治体当たり 1,000 千円
イ 権利擁護支援の強化を図る研修の実施	1 自治体当たり 300 千円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1／2

⑤ 留意点

ア 意思決定支援研修の実施について

令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、また国において養成する意思決定支援研修講師を活用するなどにより、市民後見人や親族後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業など福祉・司法の関係者、市町村・中核機関の職員などを対象にして、意思決定支援の重要性や考え方などについて共通理解の促進を行う研修を実施するために必要となる各種経費について補助対象とする。

イ 権利擁護支援の強化を図る研修の実施について

以下のような取組を実施するために必要となる各種経費について補助対象とする。

- ・ 地域住民や福祉・司法の関係者などに対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知・啓発を行う取組
- ・ 地域の関係者・団体（認知症高齢者や障害者などの当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、受け止めた権利擁護支援ニーズへの対応に悩まないよう、中核機関など地域で権利擁護支援等を担う機関の役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などを理解するための取組
- ・ 中核機関が各相談支援機関との事例検討や支援の振り返りなどを通じて、権利擁護支援の必要性や緊急性の判断、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを理解するための取組

ウ 人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事

業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

(2) 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

① 実施主体

都道府県、市区町村（都道府県・市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額

1 自治体当たり 300 千円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1／2

⑤ 留意点

中核機関等において実施する相談支援や権利擁護支援チームの形成支援・自立支援、協議会開催などの取組について、オンラインの活用を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける効果的な支援を進めるために必要となる経費について補助対象とする。

なお、人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

(3) 成年後見制度等への移行支援事業

① 実施主体

都道府県、指定都市（都道府県・指定都市社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

② 国庫補助基準額

1 自治体当たり 5,000 千円

③ 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金

④ 補助率

1／2

⑤ 留意点

本事業は、日常生活自立支援事業など関連事業の利用者が、本人の判断能力が低下したり、相続や不動産の処分など法律行為が必要になったりした場合など、成年後見制度での支援が必要となる方に対して、制度への適切な移行支援を行う以下のような取組を実施するために必要となる各種経費について補助対象とする。

- ・ 移行の調整を行うコーディネーター役の配置
- ・ 市町村長申立所管部署や生活保護所管部署との事例検討やケース会議の実施
- ・ 定期的なモニタリングと支援プランの見直し
- ・ 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による外部点検

なお、人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

412 持続可能な権利擁護支援モデル事業

(1) 実施主体

都道府県、市区町村（都道府県・市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

(2) 国庫補助基準額

1 自治体当たり 5,000 千円

(3) 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、扶助費、補助金及び交付金

(4) 補助率

3／4

(5) 留意点

本事業は、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、新たな連携・協力体制の構築により、権利擁護支援が必要な方への生活支援・意思決定支援の検討を行うため、以下の3つのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、本人とサービス提供事業者との利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法にとらわれない持続可能な権利擁護支援のしくみづくりを行うために必要となる各種経費について補助対象とする。

① 地域連携ネットワークにおいて、社会福祉法人や NPO 法人、当事者等の団体、金融機関等の民間事業者が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する取組

② 本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人等への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組

③ 寄付等の活用により地域住民や企業等が権利擁護支援に参画する取組や、虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見の実施を行う取組

また、モデル事業を実施する自治体の採択に当たっては、地域や人口規模、実施方法、テーマごとの都道府県と市区町村数のバランスなどを総合的に勘案して、10自治体程度を選定する。

なお、人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

令和4年度 持続可能な権利擁護支援モデル事業 国庫補助協議書

自治体名		担当部署名	
担当者名		電話番号	
E-mail			

1. 所要額調書 (単位:千円)

	所要額(A)	国庫補助基準額(B)	国庫補助基本額(C)	国庫補助所要額(D)
持続可能な権利擁護支援 モデル事業		5,000	5,000	3,750

- (注) 1. 千円未満の端数は切り捨てること。
2. (A)欄には、対象経費の支出予定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を計上すること。
3. (B)欄には、国庫補助基準額(5,000千円)を記載すること。
4. (C)欄には、(A)欄の額と、(B)欄の額を比較して少ない方の額を計上すること。
5. (D)欄には、(C)欄に3/4を乗じて得た額を計上するものとし、千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。
6. 国庫補助基準額を上回る補助を要望する場合、基準額により難しい理由を以下に記載すること。
真にやむを得ない理由が認められる場合は、予算の範囲内で協議に応ずる。

国庫補助基準額により難しい理由

持続可能な権利擁護支援モデル事業 実施計画

実施計画の内容	
実施主体 (委託先)	
取組内容	
テーマ	
解決を図る 権利擁護 支援の具 体的な地 域課題	
参画を想 定想定す る各主体	
実施内容	
今年度の 到達目標	
実施スケ ジュール	
3年後の到 達想定	
その他、取 組内容に ついて	(中核機関や日常生活自立支援事業等他の取組との関係性、実施の工夫など)

(注)その他、事業の構想がわかる資料があれば、添付すること。

支出予算額内訳書(持続可能な権利擁護支援モデル事業)

経費区分	対象経費の支出予算額	積 算 内 訳
給料	円	
職員手当等		
報酬		
共済費		
報償費		
旅費		
需用費		
使用料及び賃借料		
役務費		
委託料 (内訳はこの様式で別紙提出)		
備品購入費 (30万円以上の備品を除く)		
負担金		
扶助費		
補助金		
交付金		
合計	円	